

○外務省告示第二百一十一号

平成三十年六月四日にマナグアで、セラヤセン  
トル保健管区二次機能病院建設計画のための贈  
与に関する平成二十八年三月十日付けの取極の修  
正に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共  
和国政府との間に行われた。  
1 内容 贈与の限度額を「二十六億五千五百万  
円」に改める。  
2 署名者  
日 本 側 鈴木康久在ニカラグア大使  
ニカラグア側 アルレテ・クリステイナ・マレ  
ニコ・メサ総括外務次官兼経済  
協力庁長官  
平成三十年六月十四日  
外務大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉

○外務省告示第二百一十二号

平成三十年六月四日にハルツームで、コステイ  
市浄水場施設改善計画のための贈与に関する平成  
二十八年十月十一日付けの取極の修正に関する次  
の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間  
に行われた。  
1 内容 贈与の限度額を「四十億八千七百万円」  
に改める。  
2 署名者  
日 本 側 浦林紳二在スーダン大使  
スーダン側 イドリース・スレイマーン・ユ一  
セフ国際協力大臣  
平成三十年六月十四日  
外務大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉

○農林水産省告示第千三百三十号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年  
法律第百三十三号）第三十条において読み替えて準用  
する漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）  
第五十八条第一項の規定に基づき、うなぎ養殖業  
につき、その許可をすべき水産動物植物の総量及び  
許可を申請すべき期間を次のように定める。  
平成三十年六月十四日  
農林水産大臣 齋藤 健

○農林水産省告示第千三百三十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十条第三項の規定により、平成三十年五月十六日付  
けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。  
平成三十年六月十四日  
農林水産大臣 齋藤 健

登録番号	農 薬 の 種 類	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24080	カーバマチトリウム塩	キルパー40 液剤	東京都中央区八重洲二丁目8番8号 ハツクヤフタバラトリー大株式会社 代表取締役 小田潔

一 許可をすべき水産動物植物の総量  
にほんうなぎ 二十一・七トン  
にほんうなぎ以外の種のもの なぎ 三・五トン  
二 許可を申請すべき期間  
平成三十年六月十五日から同年九月十四日ま  
で  
備考  
1 この告示に係る許可（以下「許可」という。）  
の有効期間は、平成三十年十一月一日から平  
成三十一年十月三十一日までとする。  
2 許可において定める水産動物植物の量は、国  
内で一度も飼育されたことのないうなぎの量  
とする。  
3 許可には、次に掲げる内容の制限又は条件  
を付けることがある。  
一 国内の養殖場で飼育されたことのあるう  
なぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）を国  
内における養殖の用に供するために出荷す  
る場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に  
対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出  
荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は  
名称を記載した書類（以下「出荷書類」と  
いう。）を交付しなければならない。  
二 出荷書類の交付がなされていない出荷に  
係る既養殖うなぎについては、これを養殖  
してはならない。  
三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都  
度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷  
書類の写しを農林水産大臣に提出しなけれ  
ばならない。  
四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖す  
る場合には、当該うなぎを公共の用に供す  
る水面に放出してはならず、また、当該う  
なぎの逸出を防止するために必要な措置を  
講じなければならない。

○農林水産省告示第千三百三十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十五条の二第六項において準用する同法第二条第三  
項の規定により、平成三十年五月三十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十五条の二第六項に  
おいて準用する同法第六条の七の規定により公告する。  
平成三十年六月十四日  
農林水産大臣 齋藤 健

登録番号	農 薬 の 種 類	農 薬 の 名 称	登録外国製造業者及び国内 管理人の氏名及び住所
24081	グリホサートイソプロ ピルアミン塩液剤	ネコングンジャー ALL	中華民国台北市中山区南京東路3段19号 4楼-1 シーズ・インターナショナル ビルコーポレーション 代表取締役 茂榮 (東京都目黒区東が丘二丁目12番3号 代表取締役 八木実)

○農林水産省告示第千三百三十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十条第三項の規定により、平成三十年五月三十日付  
けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。  
平成三十年六月十四日  
農林水産大臣 齋藤 健

登録番号	農 薬 の 種 類	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24082	グリホサートイソプロ ピルアミン塩液剤	クイードフラー P R O	東京都中央区晴海一丁目8番11号 住友 商事株式会社 代表取締役 中村邦清

○農林水産省告示第千三百三十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二十条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同  
法第六条の七の規定により公告する。  
平成三十年六月十四日  
農林水産大臣 齋藤 健

登録番号	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21079	ハービツクスC	東京都品川区東品川二丁目2番24号 グラ・アグロサイエ ンス日本株式会社 代表取締役 栗田道郎

登録番号	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22379	レーバヌフロアブル	東京都中央区晴海一丁目8番10号 シンジェンタ ジャパ ン株式会社 代表取締役 堀 的規

登録番号	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22380	スゲダチ1キロ粒剤	大阪府西区江戸堀一丁目3番15号 石原産業株式会社 取 締役社長 田中健一

登録番号	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22381	ヒエクツパ1キロ粒剤	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 石原バイオサイエ ンス株式会社 取締役社長 東山啓治

登録番号	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22382	スゲダチ顆粒	大阪府西区江戸堀一丁目3番15号 石原産業株式会社 取 締役社長 田中健一

登録番号	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22383	ヒエクツパ顆粒	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 石原バイオサイエ ンス株式会社 取締役社長 東山啓治

登録番号	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22384	スゲダチジャンボ	大阪府西区江戸堀一丁目3番15号 石原産業株式会社 取 締役社長 田中健一

登録番号	農 薬 の 名 称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22385	ヒエクツパジャンボ	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 石原バイオサイエ ンス株式会社 取締役社長 東山啓治